

# 魚津市高齢者あんしん見守りシール交付事業



## どこシル伝言板® とは？



認知症等で行方不明になった際、衣服等に貼ったQRコードが読み取られると、ご家族等へ**瞬時に発見通知メールが届きます**。発見者はQRコードを読み取ると、**ニックネームや注意すべきことなど対処方法がわかる**ので安心です。**チャット形式の伝言板だからやりとりは簡単**。お迎えまで迅速に行えます。

## どこシル伝言板® の特徴

読み取ると発見者の手順を確認できます

### 準備はこれだけ

- スマホのメールアドレスを用意する
- 登録シートの記入
- ラベルシールの貼付け



### 24時間365日OK

夜間も伝言板を通じてやりとりが可能。登録した方へ瞬時に発見通知メールが届きます。

### 個人情報の記載不要

氏名・住所・連絡先の記載は不要なので安心です。

### 声かけをしやすく

ラベル・シールを貼っておくことで、発見者が声をかけるきっかけになります。



### 耐洗ラベル(アイロンで貼り付けられるもの)



### 蓄光シール(アイロン不可のもの)



お問い合わせ

魚津市役所 社会福祉課（1階⑥番窓口）

電話：0765-23-1007



登録から行方不明→保護→ご帰宅までの流れ

1

## 事前受付 初期登録



ケアマネジャー等に相談しながら登録シートを記入します。登録シートをもとに自治体(もしくはご家族等)にて情報登録後、ラベルシールが配付されます。

2

## ラベルシール 貼付け



配付された耐洗ラベルと蓄光シールを衣服・持ち物等に貼付けます。春夏秋冬物全ての衣服等に貼りましょう。耐洗ラベルは180℃のアイロンで圧着します。

3

## QRコード読取



事務局も  
受信

4

## 読み取り通知 メール受信



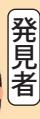
発見者がQRコードを読み取るだけで自動的に読み取り通知のメールが届きます

## 登録シートが重要!

どこシル伝言板登録シート	
記入日	年月日
保護対象者のニックネーム	
※手帳にて記入してもらう場合 ※個人情報を漏洩の観点から、 氏名(姓名・ニックネーム)での登録は禁止です 例:「お父さん」・先生・涼・自宅や職場で呼ばれていた愛称等	
●生年月日(年月まで)	西暦 年 月
●性別	男・女
●身長的特徴	※身長や体重、メガネの有無等、いかにもかかるものなどあらかじめ記入ください 例:・身長 150cm ・3 中肉中背 ③ 頭髪使用
●既往症	例: 認知症 ② 痛風病 ※今までにかかかったときの病名などを記入します
●保護時に注意すべきこと	※発見の方へのアドバイスとなります。状況に対する参考情報を記入して下さい 例:・お母様がおひどく、左耳に頭皮が剥がれています ・おひどく、お腹が痛いと感じています ・汗や尿が我慢できず、お風呂に入らなければならぬ ・汗や尿が我慢できず、お風呂に入らなければならぬ ・汗や尿が我慢できず、お風呂に入らなければならぬ
●発見通知メールアドレス	※発見時に通知quierメールアドレスです 送文に行なうことができる方を3つまで登録できます (例: 主介護者、ご家族、介護支援専門員等)

5

## 情報の確認 現在地入力



警察や病院が保  
護した場合のみ  
電話番号の記載  
が可能です

事務局も  
受信

6

## 発見通知 メール受信



発見者が発見情報を入力  
送信すると自動的に発見  
通知メールが届きます

既往症や保護時に注意すべきことを詳細に記入しておくことで、発見者がご本人に接する際の手助けとなります。ケアマネジャーに相談しながら、適切な情報を記入しましょう。

お迎え→ご帰宅



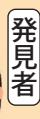
ご家族等

7

## 伝言板でやりとり



ご家族等



事務局も  
受信



ご家族等



ご家族等